

公益社団法人日本理学療法士協会 障がい者団体助成事業実施要綱

【趣 旨】

本会は、「協会の理念」に基づき、障がい者（児）の社会参加を促進する等、すべての国民が安心して暮らせる地域社会を構築するため、障がい者団体助成事業を設けている。支援を必要とする国民が互いを理解し、支え合うことを目的とした事業を対象として公募し、以下要綱に準じて決定する。

1. 助成対象

- 1) 助成の対象となる団体は、上記の趣旨に合致する事業を行う団体であって、日本国内に住所及び活動の本拠を有する当事者団体*及び当事者の支援を行う団体とする。
 - (1) 当事者とは、障がい者（児）とその家族をいう。ただし、障がい者（児）とその家族を分けて指す場合には、障がい者（児）又は家族の語を用いるものとする。
 - (2) 「当事者団体」とは、当事者が会員もしくは役員の過半数以上を占める団体とする。
 - (3) 「障害」の概念は、世界保健機関が示した範囲（国際生活機能分類：I C F）を意味する。
- 2) 助成の対象となる事業は、日本国内における、以下のいずれかに該当する当事者を支援する事業とする。
 - (1) 障がい者（児）の社会参加を促進する等、すべての国民が安心して暮らせる地域社会の実現に貢献する事業
 - (2) リハビリテーションの発展に寄与する事業
 - (3) 支援を必要とする国民が互いを理解し、支え合うことを目的とする事業
 - (4) 遂行にあたり財政的安定性と持続可能性を有する事業

以下のいずれかに該当する事業は助成の対象外とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 活動の主たる部分を外部委託する事業
- (3) 第三者に資金交付することを目的とする事業
- (4) 本会から通算3回（3年）の助成を受けている団体の事業

2. 助成内容

1) 助成金

- (1) 1団体あたりの助成金は、その上限を20万円とする。

(2)助成対象事業を実施するために必要と認められる経費について助成するものとする。

2) 助成期間

(1)助成期間は基本的に単年度限りとする。

(2)助成対象となる事業実施期間は、5月1日から翌年2月末日までとし、年度末を期日とした報告書の提出を求める。

3. 助成手順

1) 助成の申請

(1)助成金の交付を受けようとする団体は、助成交付申請書（様式第1号）・団体概況書（様式第1号付表1）・事業計画書（様式第1号付表2）・要望額調書（収支予算書）（様式第2号）を記入し、本会が定める期日までに事務局宛に郵送する。

2) 助成団体の決定と通知

(1)前項の申請があった助成の可否は、本会内に設置した選定部会が選考する。

(2)その結果を本事業を所掌する担当理事のが理事会に提出し、助成可否を諮る。選考結果は、採否に関わらず決定後速やかに各申請団体に通知する。

3) 助成金の決定

(1)本会は申請された要望額の内容を精査し、助成金を決定する。

4) 助成金の請求

(1)助成金の決定を受けた団体は、助成金請求書（様式第3号）を本会の定める期日までに本会へ提出する。

4. 助成の交付に付帯する条件

1) 予定の変更

(1)助成事業を中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出する。

(2)対象となった助成事業の申請内容の変更が生じる場合、助成対象事業が予定期間内に完了しない、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに本会へ申し出、指定の書類を提出しなければならない。なお、変更内容によっては、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消す場合がある。

2) 助成金交付決定の取消

会長は、本助成を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 「4. 助成の交付に付帯する条件 1) 予定の変更(2)」により、取消が適当と判断されたとき。
- (4) その他、この要綱に違反したとき。

3) 助成金の返還

- (1) 助成を受けた団体は、前項により助成金の交付決定を取消された場合において、取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、会長の命ずるところにより助成金のうち指定された金額を返還しなければならない。
- (2) 助成を受けた団体は、予定の変更等により助成の対象となる事業において余剰金が発生した場合には、助成金以外の資金（自己資金等）によるものを除いて、会長の命ずるところにより助成金の残額を返還しなければならない。
- (3) 助成金の返還は取消しのあった日から60日以内に返還しなければならない。

- 4) 助成を受けた団体は、本会が助成対象事業の取材等を希望した場合は、可能な範囲で協力するものとする。

5) 実績報告

- (1) 助成を受けた団体は、事業完了年度中に助成事業実績報告書（様式第5号）を本会へ提出しなければならない。
- (2) 助成対象事業実績を報告する際、成果物、新聞等に掲載があった場合はその写し等を参考書類として提出するものとする。
- (3) 成果物、備品等には本助成金を受けている旨を表示しなければならない。

5. 補足

この要綱に定めのない事項については、本事業を所掌する担当理事が定める。

（令和5年12月13日改定）

（令和6年11月11日改定）

（令和7年10月2日改定）